

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
担当理事 宮城 政剛



新型コロナウイルス感染症 5 類移行後の医療提供体制の確保について(依頼)

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「新型コロナウイルス感染症 5 類移行後の医療提供体制の確保について(依頼)」が届きましたのでご案内申し上げます。
また、関係文書は当会ホームページ(新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報)に掲載しております。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 555 号
令和 5 年 7 月 4 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 安里哲好

新型コロナウイルス感染症 5 類移行後の医療提供体制の確保について(依頼)

今般、沖縄県保健医療部長から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。
新型コロナウイルス感染症は、5 月 8 日に感染症法上の位置づけが変更され、インフルエンザ等の疾病と同様に扱うこととされております。

しかし、感染力は未だ高い状態にあり、県内では入院患者が多い状態が続いていることから、急性期病院では、救急外来や一般診療の制限など医療が逼迫してきております。

本件は、県民が安心できる医療提供体制の確保が難しくなりつつある状況であることを踏まえ、医療提供体制を維持・確保する観点から、以下の事項について協力を求めるものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 コロナ患者が救急病院等の一部の医療機関に集中しないよう、かかりつけ患者や高齢者施設入所者等のコロナ患者についても、各医療機関において適切に診療(検査等を含む。)を実施するようお願いいたします。
- 2 診療問合せ等も含めてコロナ患者が一部の医療機関に集中しないよう、「外来対応医療機関」を指定し、県民に公表する取組を行っております。各医療機関におかれましては、「外来対応医療機関」の指定を受けるようお願いいたします。
- 3 かかりつけ医師又は高齢者施設等の嘱託医におかれましては、かかりつけ患者や施設入所者が新型コロナに罹患した場合には、必要に応じて、自院において経口抗ウイルス薬を処方できる体制としてくださるようお願いいたします。処方取扱い薬局が不明の場合は、一般社団法人沖縄県薬剤師会(TEL:098-851-4747)まで御相談ください。

●新型コロナウイルス感染症 5 類移行後の医療提供体制の確保について(依頼)

(令和 5 年 6 月 28 日 (保確第 217 号))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課:高良、平良
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp